



柏市公共下水道事業受益者負担条例の見直し

令和8年7月30日

柏市上下水道局 料金課

- 1 第1回の振り返り
- 2 従来の賦課
- 3 改正案
- 4 審議内容
- 5 今後のスケジュールについて



受益者負担金制度とは

公共下水道が整備されることにより利益を受ける人と、未整備
地域の人との**負担の公平性**を図るために、その利益を受ける
地域のみなさまに、「**受益者**」として、下水道建設事業費の一
部を御負担していただく制度となります。

1 第1回の振り返り



議論のポイント

- ・負担金と分担金の違いは、適用される範囲の法律が異なります。
⇒ **負担金**：都市計画法，**分担金**：地方自治法
- ・分担金の徴収後に、供用開始区域となった場合の負担金の取扱いについて、新たに負担金を**賦課・徴収しない**予定です。
- ・適用する分担金の単価は、**既存の単価設定と同じ金額**を適用する予定です。
- ・他市でも分担金賦課が可能な条例となっており、当市も同様に行う予定です。

1 第1回の振り返り



ご審議の内容（前回）

受益者負担金の賦課に関し、従来の方式（負担金）に加え、
「分担金」として賦課できるようにすることで、接続申請から賦課までの期間短縮を図り、円滑な受益者負担金制度の運用を図ることについて、ご審議いただくものです。

2 従来の賦課



利益を受ける人のパターン

	対象者 (利益を受ける人)	支払義務
パターン① (区域内)	・公共下水道の整備により、 供用開始の告示が行われた 事業計画区域内の方	・公共下水道への接続義務が生じ、 受益者負担金の支払い義務が発生 する。
パターン② (区域外)	・供用開始区域との境界(事業計画区域外)に位置し、公 共下水道の使用が認められ た方	事業計画区域外の方が接続を希望 する場合、その方の申請により柏市 が承認し(※要件有り)、公共下水道 への接続により、受益者負担金の支 払い義務が発生する。

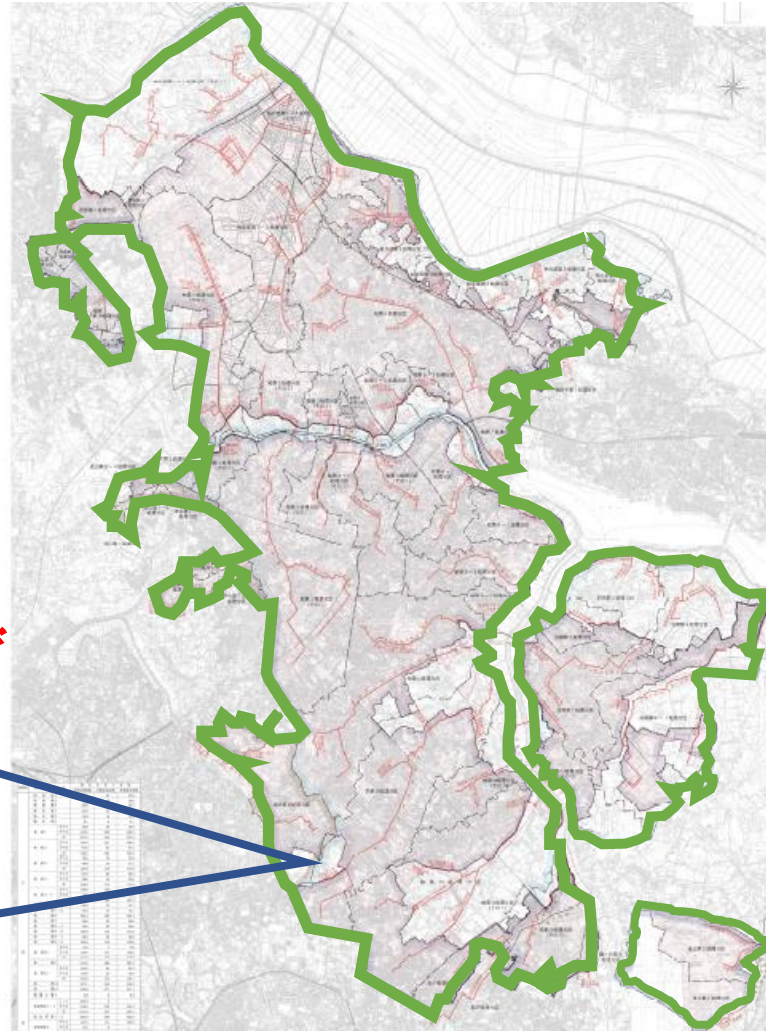
2 従来の賦課

パターン②：事業計画区域外



イメージ図

参考：事業計画区域外からの接続



柏市下水道事業計画図（污水）

※緑枠：全体計画，灰色：事業計画区域内，白色：事業計画区域外

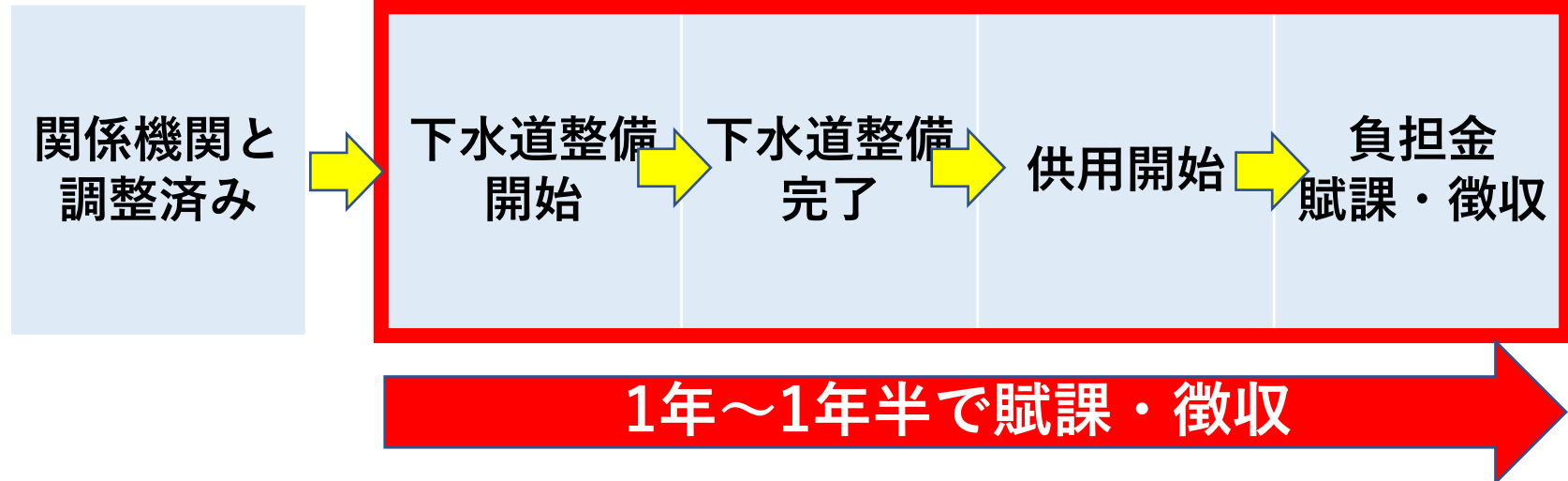
2 従来の賦課

パターン①：事業計画区域内



通常の流れ（全体の約9割以上）

改正無し



3 改正案 パターン②：事業計画区域外



改正前

下水道への
接続の
申請, 承認 → 下水道
接続工事 → 関係機関
との調整 → 計画区域
に編入 → 供用開始 → 負担金
賦課徴収

3～5年の時間を要する

改正後

下水道への
接続の
申請, 承認 → 下水道
接続工事 → 分担金
賦課徴収 → 関係機関
との調整 → 計画区域
に編入 → 供用開始

1年～1年半に短縮



改正前後の比較

	改正前 (現在の運用)	改正後
根拠法令	都市計画法第75条	地方自治法第224条
名称	受益者負担金	受益者 分担 金
1平方メートル 当たりの単価	1,050円/m ²	1,050円/m ²
賦課・徴収時期 (接続申請から)	3～5年	1年～1年半

期間が大幅に短縮される

3 改正案 パターン②：事業計画区域外



改正内容

	内容
改正内容	条例第2条などを改正 (事業計画区域外であっても 供用開始前 に賦課できるように改正)
適用予定の単価	1,050円/m ² (金額の改定無し)
単価の理由	既存の単価設定 と同じ金額
負担する回数	1度のみ (供用開始後、新たに負担金は求めない)
賦課の起因	排水施設(管渠, 枳)の設置

3 改正案 追加でご審議いただきたい内容



利益を受ける人のパターン

	対象者 (利益を受ける人)	支払義務
パターン ①-1 (区域内)	・公共下水道の整備により、 供用開始の告示が行われた 事業計画区域内の方	・公共下水道への接続義務が生じ、 受益者負担金の支払い義務が発生 する。
パターン ①-2 (区域内)	・民間事業者の宅地開発等 により、 供用開始区域外 に て、公共下水道が整備され た 事業計画区域内の方	・ 供用開始区域外 の方が接続を希 望する場合、その方の申請により 柏 市が承認 し(※要件有り)、公共下水 道への接続により、受益者負担金の 支払い義務が発生する。
パターン② (区域外)	・供用開始区域との境界(事 業計画区域外)に位置し、公 共下水道の 使用が認められ た方	・同上(事業計画区域外)

追加分

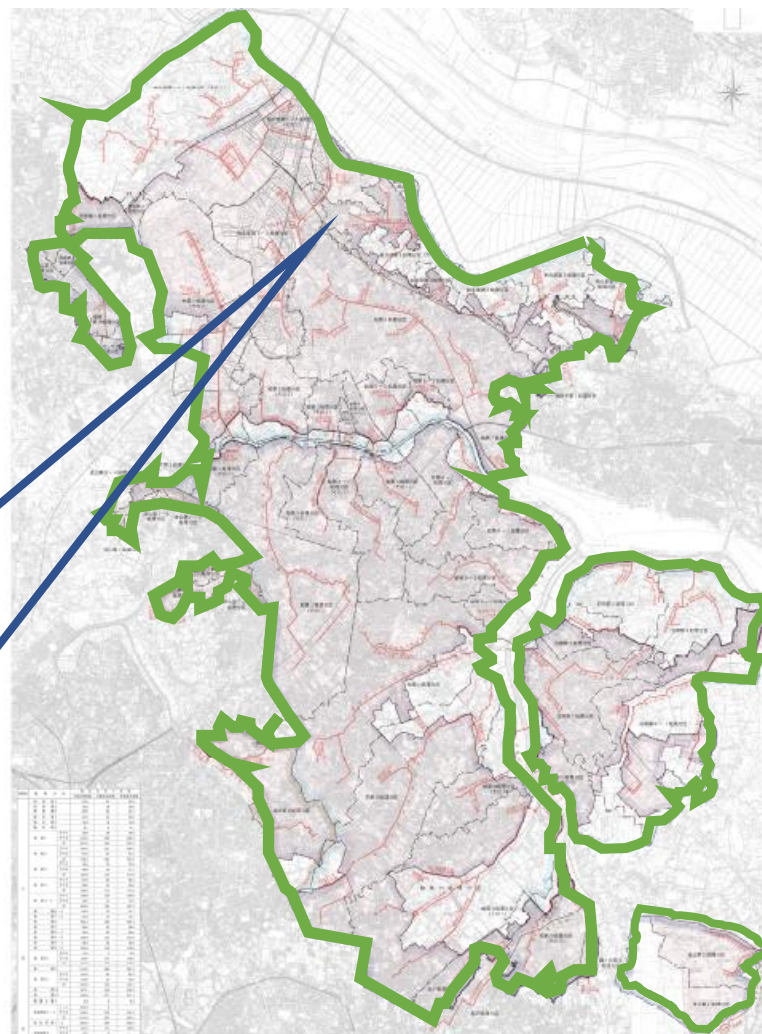
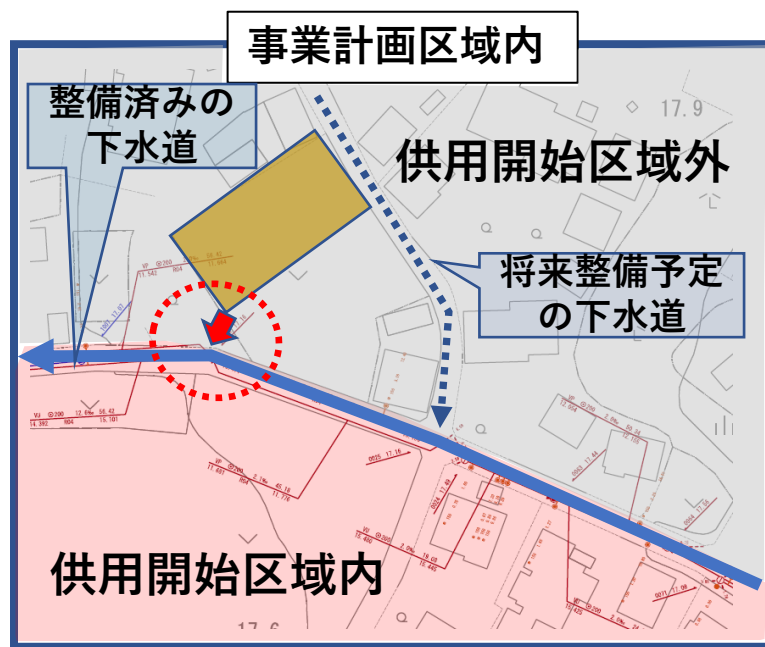
3 改正案

パターン①-2（民間事業者による開発）：事業計画区域内



イメージ図

参考：供用開始区域外からの接続



柏市下水道事業計画図（污水）

※緑枠：全体計画，灰色：事業計画区域内，白色：事業計画区域外

3 改正案 追加でご審議いただきたい内容



下水道 全体計画	下水道 事業計画	都市計画 事業認可	供用開始	改正	パターン	種別
区域内	区域内	区域内	区域内	無	①-1	負担金
	区域内	区域内	区域外	有	①-2	負担金
	区域外	区域外	区域外	有	②	分担金

3 改正案

追加でご審議いただきたい内容



下水道全体計画区域内

下水道事業計画区域（都市計画事業認可区域）外
パターン②

下水道事業計画区域（都市計画事業認可区域）内

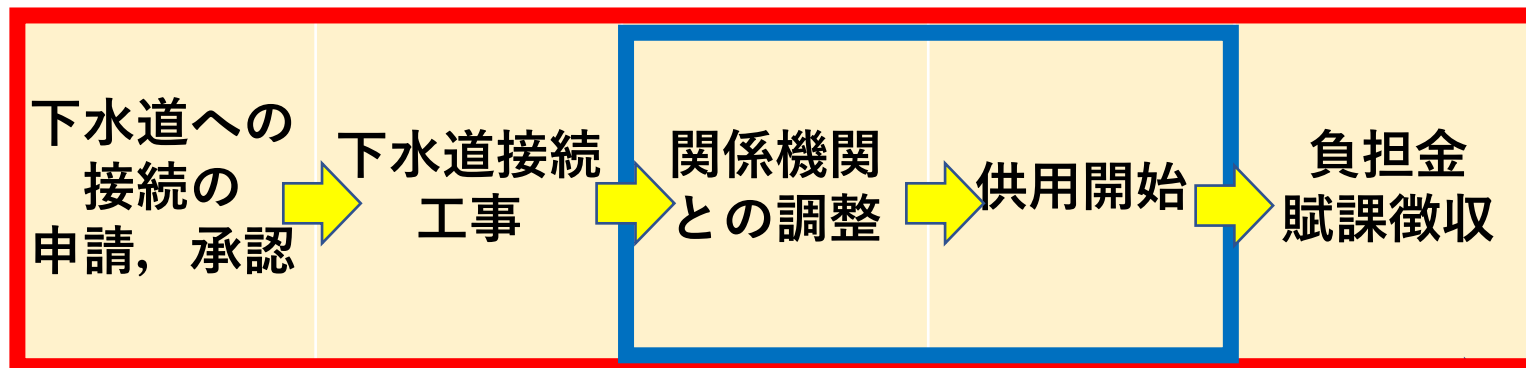
供用開始区域内
パターン①-1

供用開始区域外
パターン①-2

3 改正案 パターン①-2（民間事業者による開発）：事業計画区域内

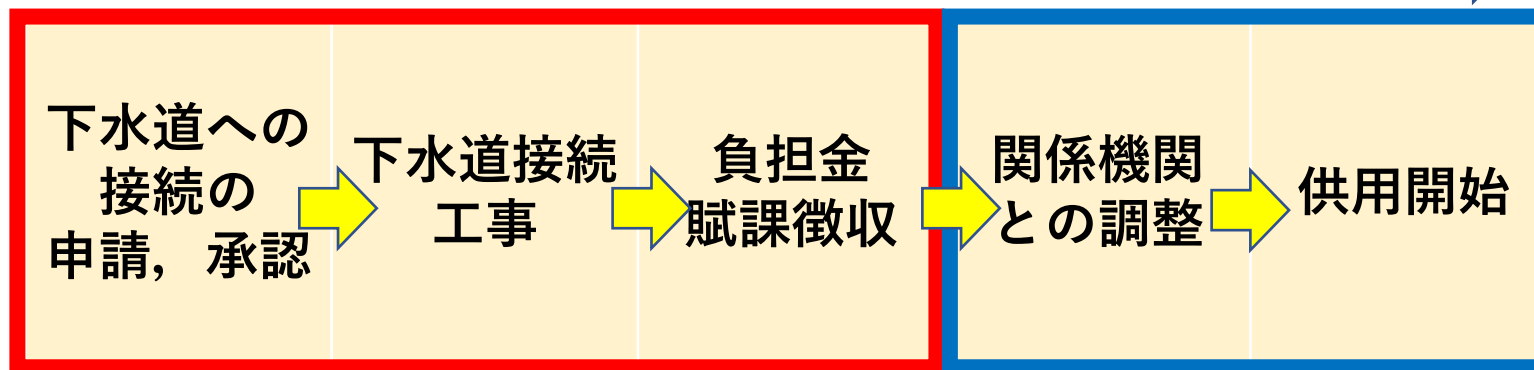


改正前



2～3年の時間を要する

改正後



1年～1年半に短縮

3 改正案 パターン①-2（民間事業者による開発）：事業計画区域内



改正前後の比較

	改正前 (現在の運用)	改正後
根拠法令	都市計画法第75条	都市計画法第75条
名称	受益者負担金	受益者負担金
改正内容	供用開始後に賦課・徴収	供用開始 前 に賦課徴収
賦課・徴収時期 (接続申請から)	2年～3年	1年～1年半

期間が大幅に短縮される

3 改正案 パターン①-2（民間事業者による開発）：事業計画区域内



改正内容

	内容
改正内容	条例第2条などを改正 (事業計画区域内であっても 供用開始前 に賦課できるように改正)
適用予定の単価	464円～700円(金額の改定無し)
単価の理由	既存の単価設定 (各負担区)を適用するため
負担する回数	1度のみ (供用開始後, 新たに負担金は求めない)
賦課の起因	排水施設(管渠, 枺)の設置

3 改正案 パターン①-2（民間事業者による開発）：事業計画区域内



供用開始区域外からの負担金対象件数

令和6年度	0件
令和5年度	5件
令和4年度	0件

ご審議いただきたいこと

①-1 従来の賦課に加えて,

①-2 事業計画区域内の供用開始していない区域及び,

② 事業計画区域外の区域において,

公共下水道への接続の承認・工事後, 供用開始前に**負担金**や**分担金**を賦課できるようにすることで, 接続申請から賦課までの期間を**短縮**し, 負担金(分担金)の賦課・徴収の**円滑化**を図ることについて, ご審議いただくものです。

5 今後のスケジュールについて



第1回審議会	第2回審議会	市議会上程予定	条例施行予定
R8年5月26日	R8年7月30日	R8年12月頃	R9年4月1日
・負担金制度の見直しについて諮問 ・審議	・第1回審議会の振り返り，審議	・条例改正に関する議案を提出（予定）	※周知期間：3か月 ・新たな負担を求めず，単価の変更無し。 ・申請により，承認するもの。 ⇒よって，周知期間は，上記の期間で十分としました。